



標準報酬月額等の決定通知の様式例が改められます。 不服申立てができることが明示されます。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るために、令和2年12月4日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき事業主から被保険者に通知される「標準報酬月額等の決定通知書」には、決定に不服があれば不服申立てができることが記載されていないので、同通知書でこの旨を教示してほしい。



判明した事実

現行法上、標準報酬月額等の決定に対する不服申立ては可能でしたが、被保険者宛ての決定通知書においては、従来、不服申立てができる旨の記述が必ずしもありませんでした。



行政苦情救済推進会議^注の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

《あっせんの内容》

働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html



標準報酬月額の決定に不満なとき、どこに不服申立てしたらよいか分かりやすくなって、安心だね！

※詳細は次頁参照

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

現行の「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」

現在の様式では、標準報酬月額の決定に不満があっても、
不服申立てできるかどうか、分からない・・・



＜事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例＞

【現在】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）		氏名		例示	
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
			決定後の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
			改定後の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日			

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は・・・
 ・資格取得時の決定・・・資格取得時（入社し被保険者となった場合）
 ・定時決定・・・毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）
 ・随時改定・・・報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）
 ・賞与支払時の決定・・・賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）
 ・資格喪失日・・・退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地 _____
 事業所名称 _____
 事業主氏名 _____

（注）日本年金機構のHPに掲載している様式例

改善の方向

事業主から被保険者への「標準報酬月額の決定通知」の様式例に、審査請求できる旨を記載

あわせて、日本年金機構から、審査請求できる旨を事業主と被保険者向けに周知

【見直し（案）】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）		氏名		例示	
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
			決定後の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
			改定後の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日			

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。
 この決定に不満があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は・・・
 ・資格取得時の決定・・・資格取得時（入社し被保険者となった場合）
 ・定時決定・・・毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）
 ・随時改定・・・報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）
 ・賞与支払時の決定・・・賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）
 ・資格喪失日・・・退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地 _____
 事業所名称 _____
 事業主氏名 _____

【追記】

この決定に不満があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。



働き方が多様化して兼業が進むと、複数の事業主から報酬をもらう人も増えてくるから、決定への不服をどこに申立てたらよいか分かりやすくなって、安心だね！